

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は経営の目的である「永続」を実現するために、コーポレート・ガバナンスを最重要課題の一つと捉え、その充実に向けた活動に取り組んでまいります。主な施策は次の3項目となります。

(1) 経営上の組織体制・仕組みの整備

意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図るために、組織体制および仕組みの整備に取り組んでまいります。

(2) 企業活動の透明性の向上

株主および投資家の皆様に対する説明責任を果たすために、ディスクロージャー体制の拡充に取り組み、適時性のある正確で質の高い開示を目指してまいります。

(3) 法令遵守制度確立に対する取組み

コンプライアンスの強化のために、企業としての考え方を構築するとともに、実施のための制度・仕組みの整備に取り組んでまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 議決権行使プラットフォームの利用】

当社の株主構成等を勘案したうえで、現時点では議決権の電子行使を可能とする環境作りは行っておりません。また、海外投資家への対応としては、英訳された招集通知を当社ウェブサイトにて公表しております。議決権電子行使プラットフォームの利用につきましては、今後も機関投資家や海外投資家の比率等の推移を注視しつつ、利用開始時期の検討を継続してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、持続的な成長に必要な資金や原材料、商材の安定調達など経営戦略の一環として、また、取引先との良好な関係の維持・強化により、円滑な事業運営を図るために必要と判断する企業の株式を保有しております。保有株式については、財務部門を担当する取締役が毎年、個別の銘柄ごとに保有目的、含み損益、簿価と時価、配当状況、取引高を評価項目として、政策保有の意義、経済合理性など検証し、その内容を取締役会で審議しております。政策保有の意義が不十分な株式、あるいは資本政策に合致しない株式については縮減することを基本方針としており、2018年度においては一部の政策保有株式を売却しております。

保有株式の議決権の行使につきましては、対象となる議案につき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否か、対象会社の株主共同の利益に資するものであるか否かなどを個別に精査し賛否を判断しております。当社グループの企業価値および株主価値を毀損するような議案につきましては、会社提案・株主提案にかかわらず、議案を肯定する議決権の行使はいたしません。

なお、当社の株式を政策保有株式として保有する相手先から、売却等の意向が示された場合には、当社は、その売却を妨げないこととしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は株主の利益を保護するため、取締役や監査役等との間で利益相反が生じる可能性のある取引につきましては、取締役会において事前に審議することとしております。取締役会は関連当事者間取引により、株主の利益が害されないか、また、法令や社内規程に適合した取引であるか等を確認したうえで、取引の承認をしております。なお、当該取引が実施された場合は、取引状況を取締役会において定期的に報告することを求めています。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金の運用が従業員の安定的な資産形成のみならず、当社の財政状態に影響を与える場合もあることを踏まえて、財務部門を担当する取締役が責任者となり、運用機関から定期的な情報入手を行い、運用状況の管理(モニタリング)を行っており、必要に応じて運用機関との対話の場を設けております。また、担当者は外部セミナーへの出席などを通じて専門性を高めることに努めております。今後も人事面や運営面の仕組みを強化すべく、適切な資質を持った人材の育成や計画的な登用・配置に取り組んでまいります。

【原則3-1(1) 会社の目指すところの(経営理念等)や経営戦略、経営計画】

当社は経営の基本原則として「経営の目的」、「基本思想」、「行動規範」からなる企業理念を定め、当社ウェブサイトにて公表しており、経営戦略は決算短信に公表しております。経営計画は3年単位の中期経営計画を策定しており、中長期的な各種の目標水準や目標達成に向けた方針・戦略等につきましてはIR活動等の場等で説明をしております。2017年度を初年度とするグループの中期経営計画「Design the Future2020」につきましては、当社ウェブサイトにて公表しております。

【原則3-1(2) コーポレートガバナンスの基本的な考え方】

本報告書の「1-1 基本的な考え方」に記載しております。

【原則3-1(3) 取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き】

当社の取締役の報酬は、役位ごとの役割や責任の範囲に相応しいものであること、会社業績と連動したものであること、中長期的な企業価値向上への貢献意識を高めるものであること、株主との利益意識の共有を重視したものであること、報酬決定のプロセスに透明性および客観性が担保されていることを基本方針としております。

以上の方針をもとに、あらかじめ株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により、報酬額を決定しております。取締役会で報酬を決議する際には、取締役会のもとに設置されている、過半数が社外取締役で構成

され、社外取締役が委員長を務める指名・報酬協議委員会において内容を検討し、その協議内容を取締役に報告し審議することで、透明性及び客観性を確保しております。

取締役の報酬体系は、役位に基づく「基本報酬」、短期業績に連動する「役員賞与」、中期経営計画の業績目標に連動する「業績連動型株式報酬」で構成されております。

「基本報酬」は、役位を基準に設定された金銭を毎月支給するものであり、「役員賞与」は、事業年度における業績結果によって、役位別にその金額を決定し、年に一度支給するものです。基本報酬と役員賞与は、あらかじめ指名・報酬協議委員会で個別・具体的な内容について協議を行ない、その協議内容を取締役に報告し、取締役会において決議されます。

「業績連動型株式報酬」は、株価の変動による利益の一致を株主と共有することで、企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としたもので、中期経営計画の業績目標（連結売上高、連結営業利益）の達成度に応じてポイントを付与し、取締役の退任時に、付与されたポイント数に相当する数の当社株式等を交付するものです。

なお、社外取締役と監査役の報酬は定額の基本報酬のみとしております。

#### 【原則3-1(4) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役の指名方針と手続き】

当社では、取締役会のもとに指名・報酬協議委員会を設置しており、経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補者についての協議を行い、取締役会にその協議内容を報告し、取締役会の審議を経て候補者を決定しております。委員会は社外取締役が過半数を占める構成としており、委員長には社外取締役が選任されております。

取締役候補者の選定にあたっては、優れた人格・見識を有し、経営感覚に優れていること、時代の動向、経営環境、市場の変化を適確に把握できていること、当社グループの経営戦略の策定および実行に貢献できる知識・能力および幅広い経験を有していること、自らの資質向上に努める意欲が旺盛なことなど、また、社外取締役については、会社法および東京証券取引所の定める独立性要件を満たす者であって、上記に代えて、企業経営、学術、行政、財務会計、法律その他の分野における高い専門的知見または豊富な経験を有していること、などの選定基準を踏まえて委員会で協議を行ない、取締役会の審議により決定しております。

監査役候補者の選定にあたっては、職務を遂行する上で必要な強い意思と優れた人格を有していること、当社グループに対する深い理解に基づき、当社における監査役監査に貢献できる知識・能力・経験を有していること、当社の監査役に求められる役割・職責を適切に果たす上で必要な時間・労力を確保できること、また、社外監査役の候補者については、会社法に定める社外監査役の要件を満たす者であって、上記に代えて、企業経営、学術、行政、財務会計、法律その他の分野における高い専門的知見または豊富な経験を有していること、などを指名の条件としており、監査役会の同意を得たうえで取締役会に付議し決定しております。

また、経営陣幹部については、グループ経営の陣頭に立つ資質を有していること、現在まで適正に業務を執行してきたと認められる者であること、職責を十分に果たして着実に成果を上げている者であること、または成果を上げることが期待できる者であること、などの基準を満たしている候補者を指名し、取締役会の審議により決定しております。

経営陣幹部、取締役ならびに監査役が、公序良俗に反する行為を行った場合、職務懈怠により企業価値を著しく毀損させた場合、選定基準に定める資質が認められない場合など、経営陣幹部、取締役ならびに監査役を解任すべき事情が生じた場合は、指名・報酬協議委員会における協議を経た上で取締役会が決定し、法令に基づき解任手続きをとります。

#### 【原則3-1(5) 取締役等の個々の選解任・指名についての説明】

取締役等の個々の選解任・指名についての理由は、「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しております。

#### 【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

取締役会の意思決定の範囲は、法令ならびに定款に定めがあるほか、当社の事業に関する重要事項等につきましては、社内にて設けている「取締役会規程」ならびに「取締役会決議事項と付議基準」により取締役会で決議しております。これらに定められた以外の事項に関する意思決定、ならびに取締役会に報告すべき事項につきましては経営陣に委任しております。

#### 【原則4-8 社外取締役の有効な活用】

当社は、独立性のある立場で、経営の監督および助言を行い、取締役会の機能向上と透明性を確保する役割を果たし得るとの判断から、法務分野に知見のある弁護士と、会計・財務に知見のある公認会計士1名のあわせて2名を独立社外取締役として選任しております。

#### 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社が、社外取締役を選定するにあたっては、会社法および東京証券取引所の独立性に関する要件を満たしており、それに加えて当社の経営に対し率直かつ建設的に助言し監督できる、豊富な経験と専門的な知見を有していることを重視しております。

#### 【補充原則4-11-1 取締役会の構成等に関する考え方】

当社は、実質的な議論が機動的に行える取締役会の規模は10名以内との判断から、その旨を定款に定めており、現在の取締役の員数は7名となっております。

取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性などに関する考え方については、本報告書の「【原則3-1(4) 取締役・監査役の指名方針と手続き】」に記載しておりますが、社内取締役については、当社の経営理念や行動指針、経営戦略などを踏まえつつ、これまでの業務経験や、それにより得た知見などを重視した審議を通して、取締役としての資質を有した人物を選任しております。

社外取締役については、豊富な経験と実績、専門的な見識を有する人物を選任しており、その構成は弁護士1名と公認会計士1名であり、そのいずれもが独立基準を満たしております。社外取締役は、法務や財務・会計からの観点のみならず、その知見や経験を活かして当社の経営戦略の策定や業務執行の監督に参画しております。

また、監査役の員数は3名であり、うち2名は独立基準を満たしている社外監査役を選任しております。常勤監査役は、当社と当社グループに対する深い理解を有しており、当社における監査役監査に貢献できる知識・能力を備えた人物を選任しております。社外監査役の構成は、財務・会計に関する十分な知見と豊富な経験を有する公認会計士1名と、高い専門性と見識、それを生かすことができる経験を有する弁護士1名を選任しております。

当社は、知識・経験・能力を全体としてバランスよく整えた取締役会の構成を基本方針としており、社外取締役2名のうち1名は女性としておりますが、取締役会の適正規模、実効性の確保などを勘案しつつ、ジェンダーや国際性の面での多様性確保について引き続き検討をまいります。

#### 【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

社外を含む取締役・監査役が他の会社の役員を兼任する場合、当社の取締役または監査役としての責務を果たすために必要な時間と労力を確保できる適切な兼任数までとしております。取締役と監査役の兼任状況や取締役会への出席状況につきましては、「株主総会招集ご通知」の参考書類や、有価証券報告書等の開示書類に記載しております。

#### 【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社では、取締役会全体の機能向上を目的として、取締役会の実効性評価を行うこととしております。本年は3月に取締役会メンバーに対してアンケート調査を行い、取締役会の実効性評価を実施いたしました。

##### 評価プロセス

全取締役および全監査役に対し、「取締役会の構成・規模」「取締役会の役割・機能・運営」「取締役会に付議される議案」「取締役会のサポート体

制」等に関するアンケートを実施いたしました。回答は段階評価とし、各項目に対する取締役の意見や提案を自由にコメントすることも依頼いたしました。アンケートの結果は、社外取締役のみで構成された協議会の場で分析・検証され、5月の取締役会において結果に基づく提言が行われました。これを受けて、取締役会では現状の評価結果および課題の共有と、今後の取り組み事項について建設的な議論を行いました。

#### 結果の概要

本評価を通じて、当社取締役会の規模・構成・運営状況等は概ね適切であり、経営上重要な意思決定や業務執行の監督を行うための体制が構築されていること、取締役会においては、各構成員が果たすべき役割を十分に理解し、社外役員からは知見・経験を活かした発言がなされており、多角的な議論が行われていること、また独立した立場にある、指名・報酬協議委員会の構成・規模についても適切であり、指名・報酬などの重要な事項の検討にあたっては、独立社外取締役の適切な関与や助言が得られていることを確認いたしました。今後は、戦略的な方向性についての議論をより深めること、またそのために役員の研鑽等を一層充実することが望まれるという意識を共有いたしました。

#### 今後の対応

本評価を通じて、当社取締役会は関連な議論を行い、戦略的な方向性を示す役割をより強く果たしていくこと、また経営の監督機能の強化に引き続き注力していくことが重要であるとの認識を共有いたしました。実効性評価を通じて認識したことを踏まえて、今後も引き続き取締役会の機能向上に努めてまいります。

#### 【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニング】

当社は、取締役および監査役がその責務を実効的に果たすために必要となる法令やコーポレートガバナンス、リスク管理等に関する知識修得の機会を提供し、その費用を負担しております。また、就任以降も適宜、法改正や経営課題に関する情報の提供を行うとともに、必要に応じて外部機関の研修等も活用しております。加えて、社外取締役、社外監査役に対しては工場や配送センターを含む拠点見学等を実施し、当社の経営方針や事業内容について理解を深められる場を提供しております。

#### 【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は株主との建設的な対話を行うに際して、情報開示の一貫性を確保するとともに、目配りを行うために統括を行うIR担当取締役を選定しております。また、株主との対話を補助するIR担当窓口を経営企画室とし、関連するグループ各社の各部門とも連携して、法令等を遵守した情報開示に努めております。経営トップまたはIR担当取締役は、年2回の定期的な決算説明会の開催、決算発表後の個別訪問、機関投資家との意見交換会等を通じて、株主・投資家との建設的な対話促進を図っており、当社ウェブサイトにて決算短信や有価証券報告書、事業報告、決算説明資料等のIR資料を公開し、IR活動の充実にも努めております。なお、個人株主との面談は実施しておりませんが、質問等に対してはIR担当窓口が適宜対応しております。株主との対話によって得られた会社に対する評価や意見は、経営陣・取締役で共有し、関連部署にはIR担当窓口よりフィードバックを行っております。株主との対話は、原則として特定の者がこれにあたることで情報の管理を行っており、株価に影響を与えるような未公表の重要事実の提供は行っておりません。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社エフアールティ	2,168,361	14.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	841,300	5.77
株式会社三菱UFJ銀行	707,840	4.85
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	596,200	4.09
古里 龍一	585,500	4.01
日本生命保険相互会社	496,640	3.40
古里 龍平	401,500	2.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	394,200	2.70
神鋼商事株式会社	386,800	2.65
阪和興業株式会社	344,000	2.36

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
武智 順子	弁護士													
中務 裕之	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
武智 順子		独立役員に指定しております。	弁護士事務所に籍をしておりますが、当社から同事務所に多額の支払い報酬は発生しておりません。また、当社株を所有していないことから一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
中務 裕之		独立役員に指定しております。	公認会計士、税理士としての豊富な経験と高い見識を有しており、当社との間に特別な利害関係もなく、当社株を所有していないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----



任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬協議委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬協議委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

当社では、経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補の指名、ならびに取締役の報酬に関する審議の透明性と客観性を高めることを目的として、取締役会のもとに任意の機関である指名・報酬協議委員会を設置しております。指名・報酬協議委員会の委員長は社外取締役が選任されており、委員の過半数は社外取締役で構成されております。

指名・報酬協議委員会は、取締役会からの依頼に基づき協議を行い、その協議内容を取締役会に報告しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査室より内部監査の方針と実施計画および内部監査の結果報告を受けるとともに、期初の計画策定時、定期内部監査報告書、フォローアップ監査報告書の閲覧時に随時相互の意見交換を行い、監査の実効性の確保と効率性の向上を図っております。また、会計監査人の監査計画、四半期レビュー報告および監査報告の聴取、会計監査人が実施している棚卸監査への立会い等のほか、監査来訪時に定期的に情報交換を行い、監査の実効性の確保に努めております。

内部監査室は、会計監査人が実施している棚卸監査への立会い等のほか、監査結果やその他の情報について、会計監査人と意見交換、打合せ等を適時適切に行うことを通じて共有化し、相互連携を図っております。

また、内部統制部門は、内部監査室、監査役および会計監査人より監査の概要について報告を受けております。

改善に取り組む事項がある場合は、内部統制部門が改善に取り組む仕組みを構築しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岩城本臣	弁護士													
日根野文三	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

## 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩城本臣		独立役員に指定しております。	弁護士としての専門知識・経験を有しており、これらの知見を生かし、監査役としての役割を期待できるため。
日根野文三		独立役員に指定しております。	公認会計士、税理士としての長年の経験及び専門知識を有しており、これらの知見を生かし、監査役としての役割を期待できるため。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数 更新 4名

## その他独立役員に関する事項

(取締役会への出席)

当事業年度(平成29年4月1日～平成30年3月31日)におきましては、合計15回の取締役会を開催し、武智順子氏は15回のうち14回出席し、中務裕之氏、岩城本臣氏および日根野文三氏は15回のうち全てに出席いたしました。

両社外監査役は、適宜質問を行い、意見を述べるなど、監査機能を十分に発揮され、武智順子氏は、弁護士として、中務裕之氏は公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(監査役会)

当事業年度(平成29年4月1日～平成30年3月31日)におきましては、合計5回の監査役会を開催し、岩城本臣氏、日根野文三氏ともに全てに出席いたしました。

両社外監査役は、監査役会で定めた監査方針に従って、取締役会等に出席し、重要な書類の閲覧や子会社の調査等を行い、十分に監査機能を発揮いたしました。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動型報酬制度の導入

## 該当項目に関する補足説明 更新

平成29年6月28日開催の第59回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対し、信託を用いた業績連動型株式報酬制度を導入することが決議され、同年8月から同制度を開始しております。

本制度は、当社の中長期的な企業価値および株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、業績目標(連結売上高、連結営業利益)の達成度に応じて当社株式等の交付を行う株式報酬制度でございます。同制度の詳細につきましては、第59回定時株主総会招集ご通知でご覧いただけます。

ストックオプションの付与対象者

## 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

## 該当項目に関する補足説明 更新

平成30年3月期  
取締役9名の報酬等：104,606千円  
監査役4名の報酬等：23,500千円

平成29年6月28日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役1名を含んでおります。  
取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役会のもとに任意の機関である指名・報酬協議委員会を設置しており、取締役の報酬水準やその内訳(固定報酬額、業績報酬額等)について協議を行い、その協議内容を取締役会に報告し、これを踏まえて取締役会において審議し決定しております。同委員会は社外取締役が過半数を占める構成であり、委員長には社外取締役が選任されております。社外取締役の報酬につきましては、月額固定報酬と賞与に加え、業績連動型株式報酬制度を採用し、職責や成果を反映した報酬体系としております。社外取締役の報酬につきましては、独立した立場から経営の監視・監督機能を担う役割を鑑み、賞与および業績連動型株式報酬の支給はございません。なお、監査役の報酬は監査役会において決定しております。

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

常勤監査役が取締役会資料を事前に入手し、必要であると思われる議事等につきましては、社外監査役に補足説明を行っております。また年2回開催されております全国事業所長会議、その他年中行事にも出席いただき、各取締役から当社グループの現状の説明も行ってあります。

#### 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
古里 龍一	相談役	長年にわたり当社の経営に携わってきた経験・知見を活かし、経営その他の事項に関する相談要請に応じて助言を行っております。	勤務形態：非常勤 報酬の有無：有	2008/06/27	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 1名

その他の事項 更新

・当社は相談役・顧問制度に関する内規を定めており、その選任は取締役会の決議事項となっております。  
・上記の「元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等」における「社長等退任日」には、当社の代表取締役会長を退任した日を記載しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役設置会社であり、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。また、社長直轄の内部監査室を設置し、日常業務全般について、監査役とも連携して監視機能の強化を図っております。さらにコンプライアンスの強化を経営の最重要課題の一つと位置付けており、自社で作成したコンプライアンスマニュアルを社員に配布して、社内研修等を通じて、啓蒙、強化推進を図っております。リスクマネジメントにつきましては、取締役管理本部長を委員長とするリスク管理委員会を定期的開催し、リスクの洗い出し、問題点、対応策について協議し、リスク管理体制の推進を図っております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、長年培ってきた「モノづくり」と「販売」への取り組みを強化し、経営のスピードと質の向上を図っております。当社の事業は、生産、販売、管理とその範囲が明瞭かつ相互の関連性が高くなっており、各執行責任を有する取締役がお互いに意見交換した上で、意思決定を行うことによって、互いの経営責任が明確になり、迅速な業務執行ができると考えております。  
こうした観点から、経営と生産・販売現場が一体となり、事業拡充を進めることができる、現在の取締役、監査役制度を一層強化していくことが、コーポレート・ガバナンスを充実させると判断しております。また、当社は経営監視機能として、常勤監査役1名および社外監査役2名の体制で、取締役の職務執行ならびに国内子会社の業務や財政状況の監査を行っております。  
このうち社外監査役2名は独立役員として指名しており、経営陣から一定の距離にある外部者の立場で、取締役会や当社の全国事業所長会議にも参加いただき、経営監視の実効性を高めております。  
このように当社は社外取締役および社外監査役が独立・公正な立場で、各取締役の職務執行状況を監視するガバナンス体制が整っているため、現状の体制としております。



## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知を総会日の3週間前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	今年度開催の定時株主総会は集中日の1日前に開催いたしました。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算短信、本決算短信発表後、1ヶ月以内をめどに開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトにてIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室にてIR担当者を配属させております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	取引先との間で、またメーカーとして環境保全活動を実施しております。
その他	コンプライアンスマニュアルを策定し、ステークホルダーの立場の尊重について定めております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### 1. 基本的な考え方

会社業務の適法性・効率性の確保ならびにリスク管理に努めるとともに、社会経済情勢その他の環境の変化に応じて適宜見直しを行い、その改善・充実を図っていくことを内部統制システムに関する基本的な考え方としております。

#### 2. 整備状況

(1)平成18年5月の取締役会で決議しました内部統制システム構築の基本方針(平成24年4月一部改定決議)に沿い、その整備を進めております。

(2)取締役および使用人の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制として、企業理念、行動規範、企業行動指針、企業倫理、社内通報体制を記載した冊子を作成し、グループ企業を含めた全社員に配布し啓蒙に努めております。

(3)取締役および使用人の職務の執行にかかる情報の保存および管理につきましては、重要会議での議事録、稟議書や契約書など情報等の種類ごとに、各担当部署にて適正に保存および管理する体制を整えております。

(4)損失の危機管理に関しましては、社内にあるリスクの洗い出しを行い、重要リスクにつきましては適正な対策を講じる体制の整備を進めております。

(5)取締役の職務の執行体制につきましては、定例の取締役会を原則月1回開催し、取締役会規程により定められている事項およびその付議基準に該当する事項はすべて取締役会に付議することを遵守し、重要事項の決定を行っております。

(6)監査役の監査が実効的に行われる体制として、監査役と内部監査室は監査報告書閲覧時に随時相互の意見交換を行い、監査の実効性の確保と効率性の向上を図っております。また、監査役と会計監査人は定期的に情報交換を行い、効率的かつ実効的な監査のできる体制を確保しております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

#### 【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断してまいります。

#### 【反社会的勢力排除に向けた整備状況】

上記の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、当社の「コンプライアンスマニュアル」に明記し、社員に周知徹底しております。社内の体制としましては、総務部を対応統括部署と定め、警察当局、関係団体、弁護士等と連携し、反社会的勢力および団体に関する情報を積極的に収集するとともに情報共有を図り、組織的に対応できるように体制の整備を進めております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

敵対的買収に対する防衛策については、「株主価値の拡大」を第一義的に考え、現在検討中でございます。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特にございません。